チリ内政・外交（２０１５年１月）

**１．概要**

（１）内政面では，選挙制度改革法案や教育制度改革法案等，バチェレ政権下での主要法案が相次いで成立した。

（２）外交面では，日チリＥＰＡ物品貿易に関する小委員会が開催され，同ＥＰＡのさらなる深化に向けて協議が行われたほか，バチェレ大統領やムニョス外相による外国訪問が多く実施された。

（３）２月３日発表のAdimark GfK社調査による１月のバチェレ大統領の支持率は４４％（前月比＋４ポイント），不支持率は４９％（前月比－４ポイント）となった。

**２．内政**

**（１）選挙制度改革法案の成立**

１５日，バチェレ政権の主要政策のひとつであり，多数二名制の廃止や議員数及び選挙区割の変更等を規定した選挙制度改革法案が上院において可決され（賛成２４票，反対９票，棄権５票），２０日には下院での再投票においても可決されたため，法案成立となった。右法案は今後公布されることになり，２０１７年上下両院議員選挙（慣例では大統領選挙と同日実施）から新制度が適用される。法案の主なポイントは以下のとおり。

ア　議員数の増加及び選挙区割の変更

（ア）上院議員選挙

i 議員数を現行の３８名から５０名へ増員する。

ii現行では１９区に分かれている選挙区を１５区（各州につき１選挙区）に減らし，各選挙区から有権者人口に応じ２－５名の議員を選出する（現行制度では各選挙区から一律２名ずつの上院議員が選出されているが，今般上院で可決された法案では，首都圏州を含む５区から５名ずつ，別の５区から３名ずつ，残りの５区から２名ずつ上院議員が選出される）。

（イ）下院議員選挙

i 下院議員数を現行の１２０名から１５５名へ増員する。

ii 選挙区を現行の６０から２８へ減らし，各選挙区から有権者人口に応じて３－８名の議員を選出する。

イ　選出方法の変更

議員の選出方法を，現行制度下で採用されている多数二名制度から，比例制度（非拘束名簿式。候補者名投票となり，政党名投票は行われない）へと変更する。

ウ　立候補者の男女比規定

各政党からの立候補者のうち，４０％以上を女性とする。

**（２）政府による南部アラウカニア州暴力地域のリストアップ**　１４日，内務省は，第９州（アラウカニア州）の２０００以上の市のうち，３６市が「暴力的である（violenta）」あるいは「暴力が進行する要素がある」としてリストアップした。第９州には，先住民マプチェ族が多く居住しており，近年ではマプチェ族による抗議活動や暴力行為等が頻発していることから，治安の悪化が懸念されている（なお，対外的にはどの３６市が該当するか公表されていない）。マプチェ族が関わっているとみられる暴力行為には，盗伐や車両，家屋，農地等への放火，農業機器の盗難等が含まれており，今回リストアップされた３６市は，政府がアラウカニア州の開発促進のために進めている「統合的投資計画（Plan de Inversion Integral）」の対象外となる。同計画では，アラウカニア州における２万５千ヘクタール分の農園植林や，５万５千ヘクタール分の農園整備支援等が提言されている。

**（３）初等・中等教育に関する教育制度改革法案成立**

２２日，初等・中等教育に関する制度改革のための教育制度改革法案が上院で可決され，続けて，２６日には下院での最終投票が行われ，法案が成立した。同法案では，一部の伝統的進学校を除く補助金受給私立校においては選抜試験を廃止することが規定されており，野党議員や教育関係者らからは学力レベル低下を懸念する声が強い。また今次法案では，補助金受給私立校における営利追求の撲滅をめざし，学校が受給する補助金や学費の使用用途を厳しく監督することが規定されているため，補助金受給私立学校における活動の自由や自治を大幅に制限することになるとの見方もされている。今般成立した法案の概要は以下のとおり。

ア　補助金受給私立校の廃止

補助金受給私立校の所有者は，２０１７年末までに学校を非営利組織（corporaciones sin finesde lucro）へと移行させなければならない。また，２０１６年３月以降，補助金受給私立校に対する政府からの補助金支給率を徐々に増加し，いずれ保護者からの学費徴収を打ち切れるようにする。２０１７年には，（現在の補助金受給私立校）全体の９３％の教育費を無償にすることを目指す。

イ　営利追求活動の撲滅

政府から受ける補助金や保護者から支払われる学費を教育活動以外に使用した場合は，民法に基づき罰則が課せられる。なお（２０１７年以降の）補助金受給私立校の廃止後も，生徒の保護者による自主的かつ不定期な寄付は禁止しない。

ウ　選抜試験の廃止

２０１７年以降，補助金受給私立校における入学選抜試験を廃止する。入学希望者が定員を超えた場合はくじ引きにより選抜する。ただし，国内に何校か存在する伝統的進学校においては，全入学者の３０％については入学試験により選抜することを認め，残りの７０％はくじ引きにより選抜する（当館注：現在，伝統的進学校の多くでは，全入学者に対し選抜試験が実施されている）。

エ　公教育のための基金設立

２０１６－１９年にかけて，公教育の強化のための基金として年間２５００億ペソを支出する。資金配分及び具体的な使用用途等については，今後教育省が検討を進める。

**（４）新保健大臣の任命**

２３日，「バ」大統領は，昨年１２月３０日に辞任したモリナ元保健大臣の後任としてカルメン・カスティージョ新保健大臣（政党無所属）を任命した。「カ」新大臣はチリ大学に勤務する外科医であり，同大学で公共保健分野，特に疫学に関する修士号を取得している。「バ」大統領は，「カ」新大臣の高い専門性と人格を強調し，今後保健大臣として，チリ国民を益するような保健政策を提供することへの期待を示した。また「バ」大統領は，国民にとって最も身近な医療機関である診療所や保健所における専門医の確保や育成に取り組む必要がある旨発言した。また，国民の生活に影響を及ぼす慢性疾患の予防政策も推進するべきであるとの考えを示した。

**（５）女性・ジェンダー平等省創設法案の成立**

２８日，提出から１０ヶ月を経て「女性・ジェンダー平等省（Ministerio de la Mujer y la Equidad de Genero）」を創設する法案が下院で可決され，新しい省としての創設が決定されるとともに，社会開発省の管轄下にある国家女性事業局（ＳＥＲＮＡＭ）が右新省の管轄に移ることになった。新省は２０１６年１月に発足する見込みであり，今のところ誰が大臣になるかは未定。パスクアルＳＥＲＮＡＭ大臣は，新たに創設されることとなった女性・ジェンダー平等省に関し，より平等なチリへの前進であるとして評価した。「女性・ジェンダー平等省」設立の目的としては，①ジェンダー間の平等を促進し，全ての女性差別を無くすために，政策・計画を立案，調整，評価すること，②権利・ジェンダー平等に関する各省連絡委員会を開催・調整し，政府の政策にジェンダーの視点を織り込むことを目指すこと，③女性同士の連帯や女性のリーダーシップを強化するため，ジェンダー平等のための基金を設けることが挙げられている。なお現行のＳＥＲＮＡＭは，「国家女性・ジェンダー平等事業局」に改名し，新省の政策，計画，プログラムを実施する機関として存続させる。

**３．外交**

**（１）日チリＥＰＡ：物品貿易に関する小委員会の開催**

１５－１６日，サンティアゴにおいて日チリＥＰＡ物品貿易に関する小委員会が開催された。これは，２０１４年９月に東京で実施されたＥＰＡ委員会の中での合意に基づき開催されたものである。同会合においては，ＥＰＡのカテゴリーＲに分別された追加品目のリストの見直しの他，原産地規則等についても協議が進められた。日チリＥＰＡに関しウリアＤＩＲＥＣＯＮ（チリ外務省国際経済関係総局）二国間経済局長は，「チリと日本は，多様な分野で充実した関係を築いている。ＴＰＰ交渉や太平洋同盟の枠組みで達成された前進とは別に，引き続き二国間関係に重点を置くべきであり，ＥＰＡの深化は非常に重要である」と述べた。

**（２）バチェレ大統領のブラジル訪問**

１日，「バ」大統領はブラジルを訪問し，ルセーフ同国大統領の二期目となる大統領就任式に出席した。同訪問にはムニョス外相が同行し，両者は「ル」大統領の就任式及び憲法誓約式に参加した。

**（３）国連安保理議長国としての活動（１月）**

１月，チリが安保理非常任理事国（任期：２０１４－１５年）として議長国を務め，「ム」外相が紛争後の平和構築に関する安保理ブリーフィング（１４日），中東に関する安保理公開討論（１５日）においてそれぞれ議長を務めた。また国際の平和と安全の維持のための包摂的な開発に関する安保理公開討論（１９日）においては「バ」大統領が議長を務めた。なお，チリが非常任理事国を務めるのは５回目（チリは５２－５３年，６１－６２年，９６－９７年及び０３－０４年に非常任理事国を務めた）。

**（４）対ボリビア「海への出口」問題：チリの元大統領らによる欧州・北米・中米訪問の開始**

１５日より，フレイ元大統領（１９９４－２０００年在任）及びピニェラ前大統領（２０１０－１４年在任）は，対ボリビア「海への出口」問題に関するチリの立場を説明するため，北米，中米及び欧州訪問を開始した。１月中に「フ」元大統領はコスタリカ，パナマ及びグアテマラを訪問し，今後エルサルバドルやホンジュラスも訪問予定。また「ピ」前大統領は１月中にトリニダード・トバゴ及びバルバドスを訪問しており，今後北米地域も訪問予定である。

**（５）ムニョス外相による中国・ＣＥＬＡＣフォーラム閣僚級会合出席**

８日，「ム」外相は中国・ＣＥＬＡＣ（ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体）フォーラム第一回閣僚級会合に出席するため北京を訪問し，会合への出席のほか，王・中国外交部長との二国間会談を行った。「ム」外相は，中国とラ米地域の関係深化のため，今後は特にエネルギー及びインフラ分野への投資を増やす必要があること，及び将来の成長市場である中国におけるチリやラ米・カリブ地域の存在感を強化していく必要性があると強調した。また「ム」外相は，中国・ＣＥＬＡＣフォーラム第二回閣僚級会合が２０１８年にチリで実施されることを発表した。

**（６）バチェレ大統領のＣＥＬＡＣ首脳会合出席**

ア　全体会合における「バ」大統領の演説

２８～２９日，バチェレ大統領はコスタリカにおいて開催された第３回ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（ＣＥＬＡＣ）首脳会合に出席した。２８日の全体会合において演説した「バ」大統領は，「ラ米諸国は２００２～１３年の間で１６％近く貧困を削減することに成功した一方で，世界的に見ると甚だしい格差を抱えている。より公正，民主的で平等な社会のため，包摂的な政策を通じて変化を起こさなければならない」と述べた。その他「バ」大統領は，米キューバ関係について「米玖が外交関係を再開する旨発表した点につき，大変満足している。この地域において新たな地平が開かれたように思われ，今後キューバへの禁輸措置が解除され二国間関係の完全正常化に向けて関係が進展することを願っている」と述べた。

イ　各国大統領との会談

（ア）ソリス・コスタリカ大統領

両首脳は，今次ＣＥＬＡＣ首脳会合のテーマであった「貧困との闘い」や，両国の友好関係について意見交換を行った。

（イ）モラレス・ボリビア大統領

「バ」大統領は就任後初，そして，ボリビアが「海への出口」問題をＩＣＪに提訴して以来初めてとなるモラレス大統領との会談を実施した。会談では，両国が２００７年１０月に合意した１３のアジェンダに基づく二国間対話を開始する可能性が取り上げられた。他方，これはボリビアの「海への出口」問題は含めない形で行われる。「ム」外相はこれについて，「「海への出口」問題はハーグで扱っている問題であり，それ以外の場所では扱わない」と述べ，モラレス大統領がＣＥＬＡＣ首脳会合での演説において「海への出口」問題に触れなかったことを評価した。なお，チョケワンカ・ボリビア外相は，「海への出口」問題を１３のアジェンダに基づく二国間対話に含むものとしている。

（ウ）マドゥーロ・ベネズエラ大統領

両首脳は外相抜きで１５分程度会談した。右会談は，チリの与野党の政治家が「バ」大統領に対し，ベネズエラで１年以上拘束されているロペス大衆意思党（野党）党首の開放を実現すべく「マ」ベネズエラ大統領との間に立って仲介するよう申し入れている中行われた。さらに，前の週末（２５日）には「ピ」前大統領が「ロ」党首への面会をベネズエラ当局に拒否されており，その点今次会談は多くの注目を集めたものの，「ム」外相は「ロ」党首の件について両首脳間で取り上げられたか否かについてはコメントを控えた。

（エ）その他，「バ」大統領はモゲリーニＥＵ外交安全保障政策上級代表と会談した。

**（７）バチェレ大統領のグアテマラ訪問**

１月２９～３０日，「バ」大統領はグアテマラを公式訪問し，モリーナ同国大統領と首脳会談を行った後，グアテマラ観光協会（Instituto Guatemalteco de Turismo）とチリ国家観光事業局（Servicio Nacional de Turismo de Chile）の間の観光分野における協力に関する覚書の署名式に出席した。また，両国にとっての関心事項であり新たな協力の可能性がある分野として，鉱業，エネルギー，林業に関する両国の経験や知識の交換を取り上げた。（了）